

山形県リサイクルシステム認証制度

募 集 案 内

— 令和7年度前期募集 —

《募 集 期 間》

令和7年5月23日(金) ~ 令和7年6月20日(金)

《問い合わせ・申請先》

山形県 環境エネルギー部 循環型社会推進課

◇住所 〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1

◇電話 023-630-2302

◇FAX 023-625-7991

◇ホームページ

<https://www.pref.yamagata.jp/050010/kurashi/kankyo/recycle/recyclesystem/index.html>

山形県トップページ (<http://www.pref.yamagata.jp>)

→ くらし・環境

→ 環境・リサイクル

→ ごみ減量・リサイクル

→ 【山形県リサイクルシステム認証制度】(令和7年度
前期募集中!)

(目 次)

I. 山形県リサイクルシステム認証制度について

- ・ 山形県リサイクルシステム認証制度について ... 1

II. 提出書類関係

- ・ 山形県リサイクルシステム認証申請書の作成について ... 3
- ・ 記入例 山形県リサイクルシステム認証申請書（様式第1号） ... 6
- ・ 記入例 リサイクルシステムの概要（別添様式） ... 7
- ・ 記入例 リサイクルシステムフロー図 ... 11

山形県リサイクルシステム認証制度について

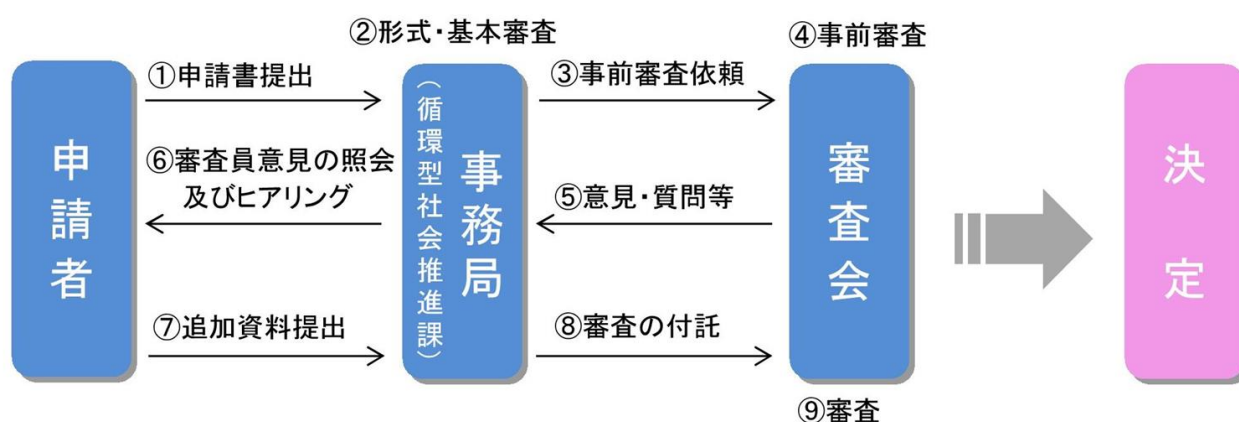
《概要》

山形県では、主として県内で排出される循環資源を利用し、県内で展開される優れたリサイクルシステムを認証し、他地域への波及や関連製品などの販路拡大をめざします。

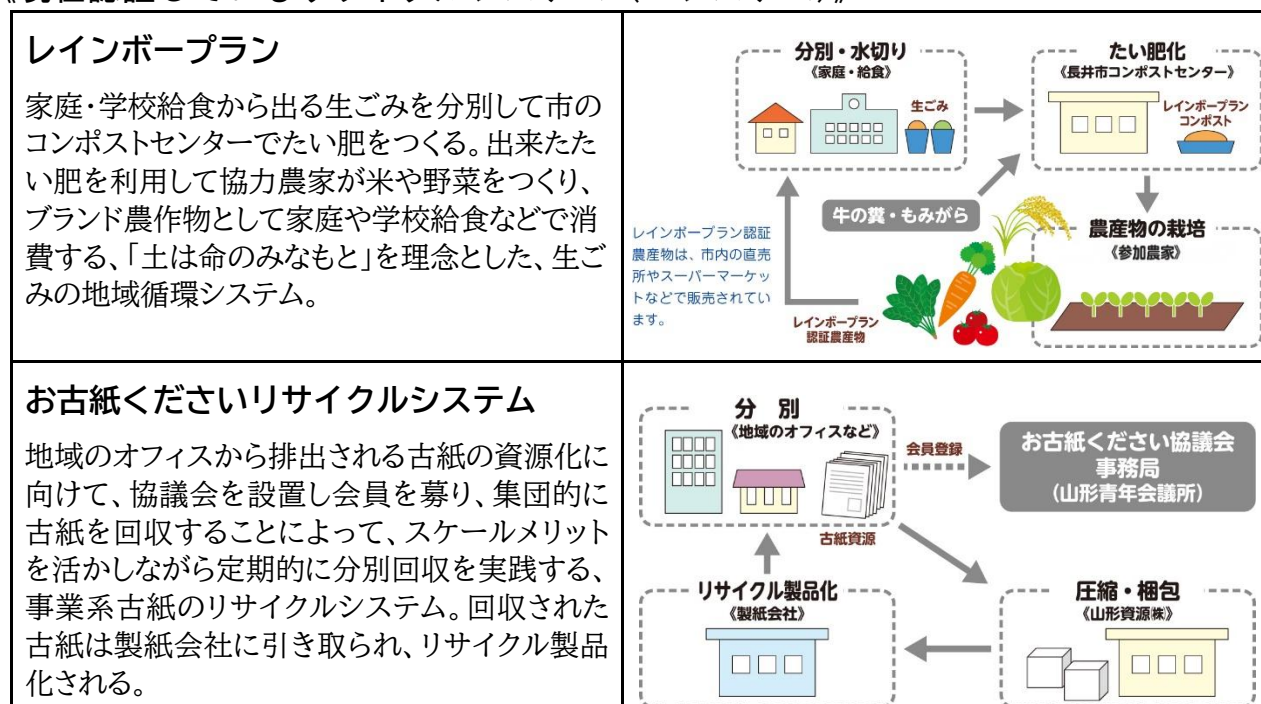
《認証基準》

- ・地域連携性：地域における様々な主体が密接に連携した取組みであること
- ・環境改善性：3Rに関して環境改善効果が顕著な取組みであること
- ・事業継続性：認証期間中の継続性が確保されていることが見込まれる取組みであること
- ・安全性：循環資源が安全かつ確実にリサイクルされる取組みであること

《審査の流れ》



《現在認証しているリサイクルシステム（9システム）》



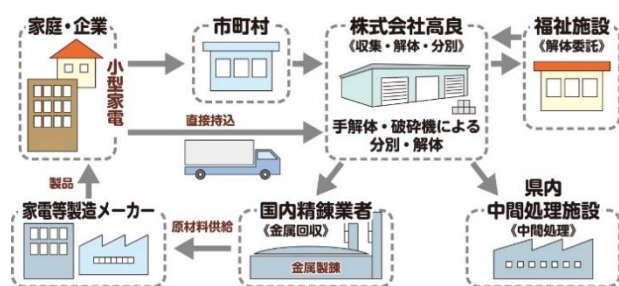
生ごみやさいクル事業

電気式(乾燥式)生ごみ処理機で乾燥させた生ごみを家庭から回収し、たい肥化して野菜栽培に利用し、収穫した野菜を飲食店や家庭で消費するリサイクルシステム。市民は、持ち込んだ乾燥生ごみの量に応じて野菜等と交換できる。



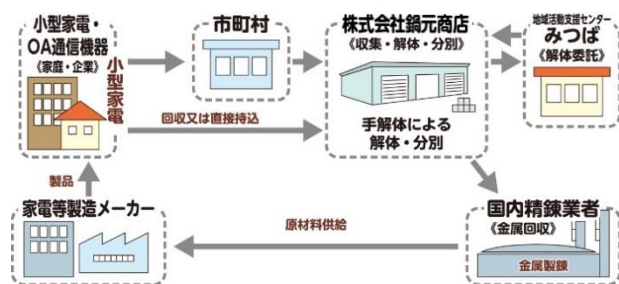
小型家電リサイクルプロジェクトT-BRAND

一般家庭や企業及び自治体から排出される小型家電を手解体及び小型家電専用破砕機による自動選別により高度に分別して出荷。解体の一部は福祉施設に委託し通所者の社会参加を支援している。その後は国内精錬業者に出荷され希少金属の回収が行われ、国内循環される。株式会社高良は、2018年3月に経済産業省・環境省より使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定を受けた。CRT(ブラウン管)モニターの処分や無停電装置などの鉛バッテリーのリサイクルも行う。



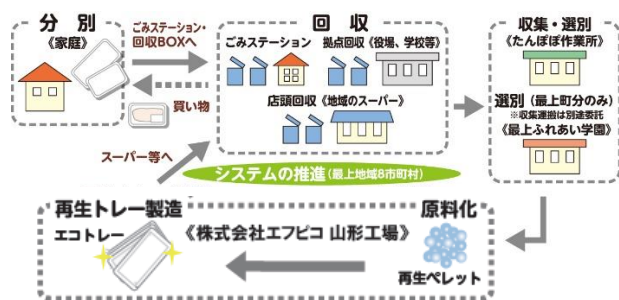
山形都市鉱山リサイクルシステム

山形県内の事業所、自治体から排出されるOA機器、通信機器、電気設備、小型家電を目視選別・手解体により素材に分別し出荷。解体の一部は福祉施設に委託し通所者の社会参加を支援している。その後は国内製錬会社に出荷され、希少金属の回収が行われた後、国内循環される。資源リサイクルを通して、循環型社会形成に貢献している。



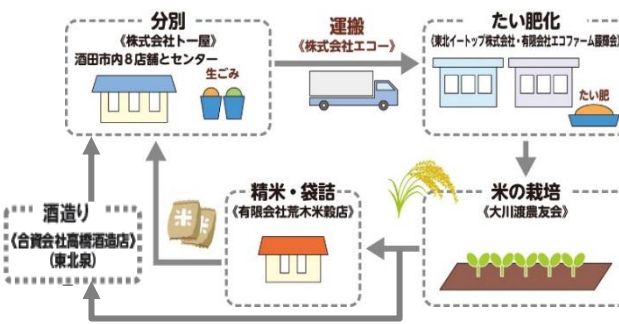
食品トレーリサイクルシステム

各家庭で使用した食品トレーを各地区のごみステーションのほか、公共施設やスーパーマーケット等に設置された回収ボックスにより回収し、福祉施設において分別作業を行った後、再生ペレットに加工し、この再生ペレットを利用してリサイクルトレーを製造し、スーパーなどで使用する、食品トレーのリサイクルシステム。



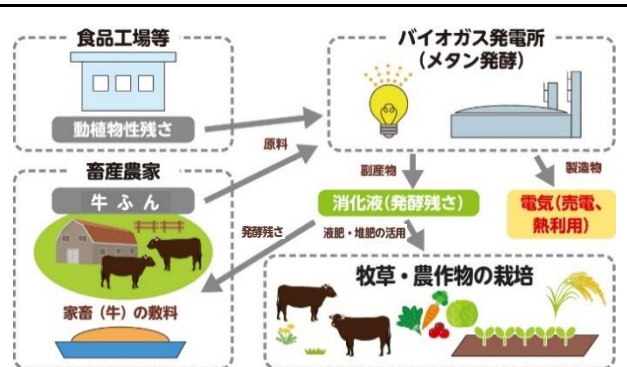
庄内エコ米プロジェクト

スーパーマーケットで商品化の際に発生した生ごみをリサイクル施設で肥料化し、その肥料を使って米を栽培。栽培した米及びその米を原料として醸造した日本酒をスーパーマーケットで販売するリサイクルシステム。



ながめやまバイオガス発電メタン発酵リサイクルシステム

牛ふんと食品残さを発酵させ、発生したメタンガスによって発電を行い、発電により生じた排熱は周辺畜産農家などへ熱源として供給し、メタン発酵の過程で生じる消化液は固形分と液肥に分離し家畜の敷料及び液肥として再利用する、資源循環のシステム。



メタン発酵発電活用によるリサイクルシステム

循環資源として回収した牛ふん尿、動植物性残さ、汚泥等を発酵することにより発生したバイオガスで発電を行うとともに、発電により生じた排熱を融雪システムとして利用し、メタン発酵の過程で生じた発酵残さは有機肥料として再利用する資源循環システム。



山形県リサイクルシステム認証申請書の作成について

山形県リサイクルシステム認証制度における認証を申請する場合には、以下の資料等を作成し、提出してください。（申請者は申請するシステムに携わる者に限ります。）

- I 山形県リサイクルシステム認証申請書（様式第1号）
- II リサイクルシステムの概要（別添様式）及び根拠資料
- III リサイクルシステムのフロー図
- IV リサイクル事業者等の収支状況が確認できる資料
- V リサイクルシステム及び製品等の説明書・パンフレット等
- VI その他参考資料

このほか、審査過程で特に確認を要すると認められる場合、山形県リサイクルシステム認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第5条第3項に従い、必要な試験結果等の証明書について追加して添付を求めることがあります。この場合、試験・検査及び証明書の発行等に係る一切の経費は申請者の負担となりますので、御承知ください。

以下、I～VIの留意点をまとめましたので、別添の記入例とともに、資料を作成する際に参考にしてください。

I 山形県リサイクルシステム認証申請書（様式第1号）

1 リサイクルシステムの名称

リサイクルシステムの名称を記載してください。当該システムに名前がない場合でも、何らかの名称を考えて記載してください。

2 リサイクルシステムの概要

リサイクルシステムの概要について、簡単に説明してください。

3 関連する主な事業者の名称及び所在地

関連する主な事業者の名称及び所在地を記載してください。なお、認証された場合、申請者に対して関連する事業者名を記載した認証書を交付するため、関連する事業者の了承を得たうえで記載するようにしてください。

4 関連する製品等の名称

当該リサイクルシステムの認証を通じて販路拡大を目指したい製品等の名称を記載してください。複数ある場合は、全て記載してください。

Ⅱ リサイクルシステムの概要（別添様式）

要綱第3条に示す認証基準に関する審査資料として用いるので、「リサイクルシステムの概要」（別添様式）を作成し、根拠資料等を付して提出してください。

この様式の記載にあたっては、原則として、過去1年間（12か月）について集約した最新の数値、状況について記載してください。

1 当該システムにおける循環資源利用量

リサイクルシステムの規模等を把握するための資料となります。

- ・ 「循環資源の種類」…廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条の産業廃棄物の区分を基本に、一般的な呼称を記載してください。
- ・ 「排出元の名称」…排出元となる事業場名（事業者名）を全て記載してください。
- ・ 「県内排出」…県内の事業場からの排出である場合に、○を記載してください。
- ・ 「年間利用量」…排出元ごとに年間搬入する循環資源の量を記載してください。処理工程で出される処理不適物など、結果的に利用しなかった分も含みます。
- ・ 「合計（A）」…「年間利用量」の合計を記載してください。
- ・ 「うち県内合計量（B）」…「県内排出」に○を記した「年間利用量」の合計を記載してください。
- ・ 「県内占有率（ B/A ）」…県内合計量（B）を合計（A）で除した割合（%）を記載してください。

2 適用される環境法令等

リサイクルシステム運営に係り適用される法律、条例、権限を有する行政機関の指導指針、地元市町村等と結んでいる公害協定、業界の自主基準（以下「法令等」という。）があれば、名称及び基準、要求される事項を端的に記載してください。

（区分）排水・排気・騒音・振動・悪臭・土壌・廃棄物

3 環境負荷に関する分析

この欄は、従来の処理又は一般的な処理による環境負荷と、申請するリサイクルシステムの運営に係る環境負荷について記載する資料です。

記載例を参考に、具体的な環境負荷を列記するとともに、評価欄に「増・減・不変」のいずれかを記載してください。

（例えば、リサイクルシステムを運営することにより生じる環境負荷が、従来処理方法又は一般的な処理方法により生じる環境負荷よりも小さい場合、評価欄には「減」と記載してください。）

4 関連製品等に関する状況

関連する製品が「山形県リサイクル認定製品」となっているか、また、今までに受賞した表彰などを確認するための資料です。該当する箇所について記載してください。

5 知的財産の侵害

この欄は、申請するリサイクルシステム及び関連製品等の製造・販売等について、他人の知的財産権を侵害していないことを確認するための資料です。

特許権、実用新案権、意匠権、著作権及び商標権について侵害がない場合、「無」に○を付けてください。

6 一般県民・消費者に対する情報提供の手段

リサイクルシステムに関する一般県民・消費者等への情報発信手段が整備されているか確認するための資料です。当該手段について、現在実践しているものを記載してください。

7 一般県民・消費者に対する対応窓口

リサイクルシステムに関する一般県民・消費者等からの問い合わせ等に対する対応体制が整備されているか確認するための資料です。該当する箇所について記載してください。

8 認証マークの表示計画

この欄は、リサイクルシステムを運営していく際に、県の認証マークの表示が一般県民・消費者等に誤解を与えることなく適正に行われるか確認するための資料です。

当該システムが県の認証を受けた場合、使用することが可能になる認証マークを表示する場所について、表示のイメージと併せて記載してください。なお、〈表示イメージを図示〉の欄には、実際書き込むことを想定している文言等について、実際のイメージに近いデザインを用いて記載してください。

9 認証基準に関する自己評価

この欄は、要綱第3条各号で挙げられる認証基準について、リサイクルシステムを自己で評価した内容を記載し、これをもって認証基準を満たすシステムであるかどうか審査するための資料です。

記載方法は箇条書きとし、それらが確認できる資料等がある場合は、添付資料として欄に記載のうえ添付するようにしてください。

Ⅲ リサイクルシステムのフロー図

リサイクルシステムについて、その概要がわかるフロー図を作成し提出してください。取扱量等把握している部分に関してはその数値まで記載してください。

また、従来の処理又は一般的な処理に関するフローについて、簡単に記載してください。

Ⅳ リサイクル事業者等の収支状況が確認できる資料

認証基準である「事業継続性」について審査するため、収支報告書等の添付を求めています。

リサイクル事業者が中心となりリサイクルシステムを運営している場合は、リサイクル事業者の収支報告書を添付してください。

排出者、リサイクル事業者、リサイクル製品を扱う事業者などの各主体が連携してリサイクルシステムを運営している場合は、各主体における収支報告書を添付してください。

Ⅴ リサイクルシステム及び製品等の説明書・パンフレット等

リサイクルシステムや関連製品等の説明資料やパンフレット等がある場合、それらを提出してください。

Ⅵ その他参考資料

上記以外で、参考となる資料等があれば提出してください。

記入例（山形県リサイクルシステム認証申請書（様式第1号））

記入例

様式第1号（第4条関係）

山形県リサイクルシステム認証申請書

令和〇年〇月〇〇日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申 請 者
住所又は所在地
〒990-0000 △△市〇〇町1-1-1
氏名又は名称及び代表者氏名
〇〇リサイクル協議会 代表 〇田□男

山形県リサイクルシステム認証制度実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおりリサイクルシステムの認証を申請します。

記

1	リサイクルシステムの名称	〇〇生ごみ活用リサイクルシステム
2	リサイクルシステムの概要 レストランや旅館に取り付けられている生ごみ処理機（△△工業㈱）で処理したものや、家庭から排出される生ごみを家庭用生ごみ処理機で処理したもの等を、〇〇リサイクル協議会が運営する農園で堆肥化・利用し、当該農園でつくられた農作物等を協力レストランや旅館、学校給食等で利用する取組み。	
3	関連する主な事業者の名称及び所在地 (名称) 〇〇リサイクル協議会 (所在地) △△市〇〇町1-1-1 (名称) △△工業株式会社 (所在地) △△市□□町2-2-2 (名称) 有限会社〇〇 (所在地) △△市〇〇町3-3-3 (名称) 株式会社□□旅館 (所在地) △△市□□町4-4-4 (名称) △△市学校給食センター (所在地) △△市××町5-5-5	
4	関連する製品等の名称	〇〇ブランド農産物
5	添付書類等 (1) リサイクルシステムの概要（別添様式）及びこの根拠資料 (2) リサイクルシステムのフロー図 (3) リサイクル事業者等の収支状況が確認できる資料 (4) リサイクルシステム及び製品等の説明書・パンフレット等 (5) その他参考資料	
6	担当者連絡先 所属・氏名 〇〇リサイクル協議会 〇〇課 □沢〇子 所 在 地 〒990-0000△△市〇〇町1-1-1 電 話 番 号 023-000-0000 E - m a i l 〇〇〇@△△.co.jp	

記入例（リサイクルシステムの概要(別添様式)）

記入例

リサイクルシステムの概要

1 当該システムにおける循環資源利用量（令和〇年度）

循環資源の種類	排出元の名称	県内 排出	年間利用量
生ごみ	レストラン〇〇（有限会社〇〇）	○	20 t
生ごみ	株式会社□□旅館	○	60 t
生ごみ	△△市給食センター	○	100 t
生ごみ	一般家庭（約100件）	○	5 t
合 計（A）			185 t
うち県内合計量（B）			185 t
県内占有率（B／A）			100%

2 適用される環境法令等

〔〇〇市民農園堆肥化施設〕

- ・排水 水質汚濁防止法 …水質汚濁防止法特定施設【添付1】届出書写
- ・排気 大気汚染防止法 …ばい煙発生施設・一般粉じん発生施設の対象外
- ・騒音 騒音規制法 …指定地域の対象外
- ・振動 振動規制法 …指定地域の対象外
- ・悪臭 悪臭防止法 …指定地域の対象外
- 環境保全協定(△△市) …事業場敷地の境界線上における大気中アンモニア濃度1ppm以下
【添付2】アンモニア濃度に関する計量証明書
- ・廃棄物 廃棄物処理法 …一般廃棄物処理施設設置許可(肥料化施設)【添付3】許可証写
一般廃棄物処理業許可【添付4】許可証写

3 環境負荷に関する分析

	従来処理方法又一般的な処理方法により生じる環境負荷	リサイクルシステムを運営することにより生じる環境負荷	評価 (環境負荷)
具体的な 環境負荷	・一般廃棄物（生ごみ）の焼却 （エネルギー、CO ₂ 排出）	・堆肥の原材料としてリサイクル	減
	・燃やすごみ（生ごみ）としての 収集運搬 （エネルギー、CO ₂ 排出）	・堆肥化のためのエネルギー消費 （エネルギー、CO ₂ 排出） ・堆肥及び農産物の運搬 （エネルギー、CO ₂ 排出）	減
	・最終処分場への埋立（焼却灰）		減
		・化学肥料の減量 （原材料資源、エネルギー、CO ₂ 排出）	減

4 関連製品等に関する状況

① 関連する製品等に係る山形県 リサイクル製品認定の有無	① 有 ・ 無
② 今までに受賞した表彰等	・ 令和〇年度△△市環境率先取組大賞

5 知的財産の侵害

システムの運営、関連する製品製造及び販売に 係る特許権、実用新案権、意匠権、著作権及び 商標権の侵害	有 ・ ② 無
--	---------

6 一般県民・消費者に対する情報提供の手段

・〇〇市民農園やその他協力団体のホームページによる当該リサイクルシステムの紹介及び活動状況の報告 ・レストラン〇〇及び□□旅館での当該リサイクルシステム紹介パンフレットの配布 ・各種イベント等への参加（平成〇年度：農林水産祭、令和□年度：やまがた環境展、△△市産業展 等）
--

7 一般県民・消費者に対する対応窓口

担当部門	〇〇リサイクル協議会 〇〇課			
責任者	職名	広報担当	氏名	□沢○子
問い合わせ先	電話番号	023-000-0000	FAX番号	023-000-000×
	E-mail	〇〇〇@△△.co.jp		

8 認証マークの表示計画

表示パターン①		表示パターン②	
表示場所	・ 〇〇市民農園設置看板	表示場所	・ レストラン〇〇店内壁面
〈表示イメージを図示〉  山形県認証 リサイクルシステム 〇〇市民農園の実施する「〇〇生ごみ活用リサイクルシステム」は、地域連携性・環境改善性・事業継続性・安全性が認められるリサイクルシステムとして、山形県の認証を受けています。		〈表示イメージを図示〉  山形県認証リサイクルシステム 〇〇生ごみ活用 リサイクルシステム 地域連携性・環境改善性・事業継続性・安全性を有するとして山形県が認証している「〇〇生ごみ活用リサイクルシステム」に、当店も協力しております。	
表示パターン③		表示パターン④	
表示場所	・ △△工業㈱生ごみ処理機側面	表示場所	・ 名刺裏面
〈表示イメージを図示〉 〇〇生ごみ活用リサイクルシステム 地域連携性・環境改善性・事業継続性・安全性を有するとして山形県が認証している「〇〇生ごみ活用リサイクルシステム」に、当製品は利用されています。  山形県認証リサイクルシステム		〈表示イメージを図示〉 【山形県リサイクルシステム認証制度】 認証番号××号 「〇〇生ごみ活用リサイクルシステム」 	

9 認証基準に関する自己評価

審査の項目	自己評価	添付資料等
地域連携性 地域における様々な主体が密接に連携した取組みであること	〇〇市民農園を中心として、休農地の有効利用を実践するとともに、地域の住民・レストラン〇〇・学校給食による生ごみの分別と生ごみ処理機の購入を呼びかけることにより、地域一丸となった取組みとなっている。 - 生ごみを一次処理したものは、〇〇リサイクル協議会の運営する〇〇市民農園内堆肥化施設に運搬され、堆肥化される。なお、一般家庭における一次処理物の持ち込みも可能となっており、この場合、当該協力市民には、〇〇市民農園の利用に係る優先的な使用権が与えられる。 〇〇市民農園でつくられた農産物は、レストラン〇〇や□□旅館、学校給食に買い取られ、利用される。なお、一般市民向けには、直売店を設置し、農産物の販売を行っている。 - 給食が振る舞われる学校では、この取組みを環境学習の一環として取り上げている。	【添付5】住民向け取組み紹介チラシ 【添付6】〇〇市民農園利用に関する案内パンフレット 【添付7】レストラン〇〇による農作物利用例(メニューの写し) 【添付8】△△第一小学校における環境学習の様子
環境改善性 3 R に関して環境改善効果が顕著な取組みであること	- 事業系一般廃棄物(レストラン、旅館、学校給食等)について、従業員等の分別意識が高まり、資源として使用する部分が増加することから、廃棄物として排出される量が減少した。 - 家庭からの生ごみについて、従来は燃やすごみとして焼却処分されていた生ごみの有効利用が図られることから、廃棄物の減量化及び再利用に寄与するものである。 △△市では、一般家庭向け生ごみ処理機購入に際し、一台当たり20,000円(※電気式の場合)の補助メニューを用意していたが、なかなか利用されない状況の中、〇〇市民農園での処理物の受入を開始したところ、当該メニューを活用する家庭が増加した。 - 従来焼却処分されることの多かった生ごみについて、燃焼を伴わずに再利用することから、CO₂削減に寄与する。 - 堆肥として土壌に還元されることから、最終処分場の延命に寄与する。	【添付9】□□旅館における厨芥年間排出量の推移 【添付10】取組み協力家庭件数の推移 【添付11】△△市における一般家庭向け生ごみ処理機への助成件数の推移 【添付12】△△市における生ごみ処理機購入に際する補助事業の概要 【添付13】焼却ごみに占める生ごみ排出量
事業継続性 認証期間中の継続性が確保されていることが見込まれる取組みであること	- 市民農園運営事業として、採算性は確保されている。 - 平成〇年度から現在に至るまで、当該取組みを継続してきており、協力家庭数及び〇〇市民農園利用者数は年々増加していることから、今後も継続していくことのできる取組みである。 - 生ごみの処理物の利用媒体として市民農園を位置づけている点において、他の生ごみ循環システムと比して独創的な取組みである。(生ごみ処理物の利用先が確保されていることにより、学校給食、レストラン及び旅館等に加え、一般家庭も巻き込んだ取組みに発展していることから、循環システムとして今後さらに広がっていく可能性を持つ取組みである。)	【添付14】〇〇市民農園令和〇年度決算書 【添付15】〇〇市民農園利用者数の推移(H〇〇～R〇)
安 全 性 循環資源が安全かつ確実にリサイクルされる取組みであること	- 生ごみの分別マニュアルを作成のうえ協力者に配布し、不純物が混ざらないよう努めている。 - 年1回、製造される堆肥の成分分析試験及び有害物含有試験を行い、品質確保及び安全性の確認を行っている。	【添付16】生ごみ分別マニュアル 【添付17】計量証明書 【添付18】肥料取締法に係る届出
そ の 他	令和〇年度△△市環境率先取組大賞を受賞	【添付19】令和〇年度△△市環境率先取組大賞賞状の写し

記入例（リサイクルシステムフロー図）

記入例

